

パソコン用筐体の購入に係る制限付一般競争の実施について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名：パソコン用筐体の購入
- (2) 購入備品：別添「仕様書」のとおり
- (3) 納入期限：令和 6 年 8 月 31 日（土）
- (4) 各種経費を全て含め入札に臨むこと
- (5) 最低制限価格：設定なし
- (6) 契約方法：那覇市長、落札者による契約
- (7) 様式等：那覇市ホームページからダウンロード

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しないこと
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること
- (4) 令和 6 年 4 月 1 日において、引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること
- (5) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること
- (8) 那覇市に本店、支店又は営業所等を有していること

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 入札参加資格審査申請

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を、5 申請方法に定める方法でこれを市長に提出しなければならない。ただし、本市法制契約課が管理する「令和6・7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者（以下「登録業者」という。）は、下記の(2)から(14)までの書類の提出を免除する。

なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

- (1) (様式1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書
- (2) (様式2)入札保証金納付申請書
- (3) (様式3)社屋（店舗）の写真等
- (4) (様式4)誓約書
- (5) (様式5)使用印鑑届
- (6) 印鑑証明書
- (7) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
- (8) 消費税納税証明書（滞納のない証明書）
- (9) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- (10) 定款（法人のみ）
- (11) 登記事項証明書（法人：履歴事項全部証明書 / 個人：登記されていないことの証明）
- (12) 身分証明書（個人のみ）
- (13) 令和6年4月1日において、引き続き2年以上の同種の営業を営んでおり、かつ、入札時においても引き続き営業していることの証明
- (14) 官公需適格組合証明書及び組合員名簿（官公需適格組合のみ）
- (15) その他市長が必要と認める書類

※各証明書は、令和6年1月1日以降に発行されたものを提出すること。

（その他）

- (1) 申請書・資料の作成、提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外には使用しない。
- (3) 提出された申請書及び資料は返却しない。
- (4) 提出期限後における申請書及び資料の差し替え、再提出は認めない。

5 申請方法

- (1) 申請期限 令和6年4月24日(水) 午後2時必着
※郵送の場合は令和6年4月24日(水)消印有効とする。
- (2) 申請先 那覇市立中央図書館 総括グループ
住所：〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番15号
電話：098-917-3456 FAX：098-835-2158 メール：lib-chuo@nirai.ne.jp
- (3) 申請方法

ア 登録業者

(様式1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」をメール又はFAXを事前に中央図書館に送付して確認を受け、原本を申請期限までに郵送又は持参すること。メール又はFAX送信後は、必ず中央図書館へ確認の電話をすること。

イ 上記ア以外の事業者

入札参加資格審査申請に定める様式1から様式14までの書類をメール又はFAXを事前に中央図書館に送付して確認を受け、原本を申請期限までに郵送又は持参すること。メール又はFAX送信後は、必ず中央図書館へ確認の電話をすること。

※郵送方法について指定はない。

6 入札の日時など

- (1) 日時：令和6年5月1日(水) 午後2時
- (2) 場所：那覇市立中央図書館 2階視聴覚ライブラリ（那覇市寄宮1丁目2番15号）
- (3) 入札時提出書類
 - ア 入札書（本市指定様式）
 - イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市指定様式）
 - ウ 入札保証金の納付を証する領収書（写し）が未提出の業者は入札時まで提出すること※ 様式については、那覇市ホームページよりダウンロードすること

7 入札書の記載方法

- (1) 入札参加者は、入札条件等を熟知のうえ、入札に参加すること
- (2) 所定の「入札書」に必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。押印は、登録印鑑届出印を押印すること。
- (3) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入すること
- (4) 代理人により入札を行わせる場合は、所定の「委任状」に必要事項を記入し、入札執行前に提出すること。委任状のない入札は無効となる。委任状の押印は、入札参加資格者名簿の登録業者は、印鑑登録された代表者印と代理人の印を押印すること。代理人による入札において、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない
- (8) 郵便による入札は認めない
- (9) 入札執行回数は3回までとする

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 再度入札の場合にすでに入札した金額より高い金額を提示した入札
- (14) 郵送による入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札保証金に関する事項

- (1) 登録業者の場合、那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。
- (2) 登録業者以外の入札参加者は入札金額の100分の5以上とする。入札参加者は入札時までに入札保証金の納付を証する領収書（写し）を提出すること。入札保証金の納付が確認できな

い場合は、入札に参加することはできない。ただし、那覇市契約規則第8条第1項に該当する場合は免除することができる。

- (3) 那覇市契約規則第8条第1項により免除を受ける者に該当する場合、下記の資料を提出すること。

第1号 入札保証保険契約に係る保険証券の写し

第3号 過去2年の間に本市またはその他の官公署と同種、同規模程度の契約、履行が確認できる資料の写し（2件以上）

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格範囲内の価格で有効な入札をした者のうち最低価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。
- ※ 本案件は予定価格を公表しておりませんので、1回目で落札しない場合、2回目、3回目の入札を引き続き行います。2回目、3回目に使用する入札書は入札参加者であらかじめご準備下さい。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 登録業者の場合、那覇市契約規則第30条第1項第12号の規定に基づき免除する。
- (2) 登録業者以外の落札者の場合、契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約者が那覇市契約規則第30条第1項第1号及び第3号の規定による免除を受けた場合、契約保証金の納付を証する領収書の提出は不要とする。
- (3) 那覇市契約規則第30条第1項第1号又は第3号に該当する場合、契約保証金の納付を免除することができる。免除を受ける場合、入札保証金納付申請書に代え、下記の資料を提出すること。
- 第1号 契約に係る履行保証保険証券の写し
- 第3号 過去2年の間に本市またはその他の官公署と同種、同規模程度の契約、履行が確認できる資料の写し（2件以上）

12 入札説明会

実施しない

13 質問の方法・回答

- (1) 質問の方法

(様式6)質問書に質問内容を記載し、中央図書館にメール又はFAXにて提出すること。メール又はFAX送信後、必ず、確認の電話をすること。

- (2) 質問期限 令和6年4月17日(水) 午後2時まで

- (3) 質問に対する回答

令和6年4月19日(金) 午後5時までに中央図書館のホームページに回答を掲載する。

14 その他

台風等により入札の執行が困難となった場合、開札日時の2時間前までに(様式1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」を期限内に提出した入札参加予定者へ連絡する。延期後の日時は追って那覇市立中央図書館ホームページに掲載する。

15 問合せ先

那覇市立中央図書館 総括グループ

TEL : 098-917-3456 FAX : 098-835-2158

Eメール : lib-chuo@nirai.ne.jp